# 社会福祉法人 光 道 会 今 井 保 育 園 給 与 ・ 退 職 金 規 程

## 第1章 給 与

## 第1条(適用範囲)

- 1 社会福祉法人 光道会 今井保育園(以下「法人」という。)職員就業規則第47条の 規定により、職員の給与、賞与、退職金、出張旅費及び慶弔見舞金については本規 程の定めるところによる。
- 2 前項の職員とは、職員就業規則第3条に定める者であり、職員に該当しない期間を 定めて雇用される者・パートタイマー・非常勤職員等の給与、賞与、退職金、出張 旅費及び慶弔見舞金については、契約書等に定め通知する。

## 第2条(給与の構成)

- 1 毎月の給与の構成は、本俸と第2項に定める諸手当とする。
- 2 諸手当は、特殊業務手当、扶養手当、地域手当、管理職手当、役付手当、超過勤務手当、通勤手当、住居手当とする。
- 3 前項の諸手当のうち、金額に変動を生じた場合には、変動を生じた日が月の初日で ある場合には、当月より金額を改定し、その他の場合には翌月より金額を改定する。

#### 第3条(本 俸)

本俸は、職員の職務内容、資格の有無その他を総合評価して別表の給料表により決定する。ただし、法人が必要あると認めるときは、給料表によらない本俸を定めることができるものとする。

## 第4条(初任給、格付基準、前歴換算)

新規採用者の本俸は、その者の年齢、資格の有無及び前職における経験年数等を考慮の上、別表の給料格付基準による。ただし、法人が必要あると認めるときは、給料格付基準によらない本俸を定めることができるものとする。

#### 第5条(定期昇給)

1 昇給は毎年1回に限り4月に行うこととし、1~3号俸上位に昇給する(1号俸昇給 を原則とする。)。なお、昇給の実施にあたっては、職員の勤務成績、勤務態度及び 能力等を考慮するものとする。

- 2 次の各号に該当する者に対しては、昇給を行わないことを原則とする。
  - (1) 職員就業規則に基づく休職期間中にある者
  - (2) 年間の欠勤率が20%以上の者
  - (3) 昇給月前1年間において職員就業規則に基づく制裁処分を受けた者
  - (4) 育児・介護休業規則に基づく休業期間中の者
  - (5) 前各号に該当しない者であって、昇給を行うことが運営上、著しく支障をきたすと認められ、昇給を実施しないことについて理事長が認めた者
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人の財務状況等により、やむを得ず昇給を実施しない場合がある。この場合、法人は職員に対して説明を行うこととする。

## 第6条(特別昇給及び臨時昇給)

法人は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、理事会で審議の上、特別昇給及び臨時昇給を行うことができるものとする。

## 第7条(昇給の停止等)

- 1 定期昇給は給料表の職種別に定める号給の上限に達したとき停止する。
- 2 前項のほか、第5条に定める昇給月の初日における職員の年齢が58歳以上の者(当該昇給月の2日が誕生日の者は昇給月の初日に満年齢に到達しているものとみなす。)の昇給は原則として行わない。

#### 第8条(特殊業務手当)

特殊業務手当は、保育士に対して、本俸の4パーセントに相当する額とする。

## 第9条(扶養手当)

1 扶養手当は、職員(世帯主に限る。)の収入によって生計を維持する扶養家族を有 する者に対して、以下の通り支給する。

(1) 配偶者 月額 10,000円

(2) 65歳以上の父母及び18歳未満の第2子まで 月額 3,000円

(3) 18歳未満の第3子以下 月額 2,000円

(4) 母子家庭の第1子 月額 5,000円

2 新たに職員となった者及び在籍する職員で扶養家族に増減があったときは、直ちに 届出しなければならない。

## 第10条(地域手当)

地域手当は、職員に対して、本俸の15パーセントに相当する額とする。

## 第11条(管理職手当)

管理職手当は、法人の財源状況等を考慮して、以下の各号に定める通りとする。

- (1) 園 長 本俸の15~25パーセントの範囲とする。
- (2)副園長 本俸の10~15パーセントの範囲とする。

## 第12条(役付手当)

役付手当は、以下の各号に定める通りとする。

- (1) 主任保育士に対して、月額 20,000 円を支給する。
- (2) 主任保育士の補佐を担う副主任保育士に対して、月額 10,000 円を支給する。
- (3)各クラスのリーダー保育士、またリーダー栄養士に対して、月額 5,000 円を支給する。

## 第13条(超過勤務手当)

- 1 超過勤務手当は、職員の超過勤務に対して支給する。
- 2 超過勤務手当の計算の基礎となる単価の算出は次項の通りとする。
- 3 (本俸+特殊業務手当+地域手当+役付手当+住居手当)÷1ヶ月の平均所定労働時間。
- 4 超過勤務又は法定休日勤務を命じられた職員に対しては、次の算式により超過勤務 手当を支給する。
  - (1) 超過勤務(午後10時まで)=単価×1.25×法定時間外労働時間数
  - (2) 超過勤務(午後10時から午前5時まで)=単価×1.5×法定時間外労働時間 数
  - (3) 法定休日勤務=単価×1.35×法定休日時間数
  - (4) 法定休日深夜勤務=単価×1.6×法定休日深夜時間数

## 第14条(通勤手当)

- 1 通勤手当は、1 km以上離れた地域に居住する職員が勤務のため交通用具を利用する ときは月額10,000円を限度として、以下の通り支給する。
  - (1) 自転車・自動車通勤者(片道1km以上2km未満)は、 月額 1,000円
  - (2) 自転車・自動車通勤者(片道2km以上3km未満)は、 月額 3,000円
  - (3) 自転車・自動車通勤者(片道3km以上6km未満)は、 月額 3,710円
  - (4) 自転車・自動車通勤者(片道 6 km以上 10 km未満)は、 月額 4,610円
  - (5) 自転車・自動車通勤者(片道 10 km以上 15 km未満)は、月額 6,180円
  - (6) 自転車・自動車通勤者(片道 15 km以上 20 km未満)は、月額 8,650円
  - (7) 自転車・自動車通勤者(片道 20 km以上)は、 月額 10,000 円
- 2 通勤手当は、職員の申請に基づくものとするが、法人が合理的と認め計算した最短

交通機関の通勤方法又は、最短距離にて算出した手当額で支給することがある。

3 自家用車両で通勤する者は、各自の費用で自動車保険に加入することとする。

## 第15条(住居手当)

住居手当は、以下の通り支給する。

(1) 世帯主である職員

月額 5,000 円

(2) (1) に該当しない職員

月額 2,000 円

## 第16条(給与の計算期間及び支給方法)

- 1 本俸及び諸手当の算定期間は毎月1日から末日までとし、当月25日に支給する。
- 2 超過勤務手当の算定期間は毎月1日から末日までの分を、翌月25日に支給する。
- 3 給与支払日が金融機関の休日にあたるときは、繰上げ支給とする。
- 4 給与計算期間の途中において採用、復職、退職した者については、本俸及び諸手当 (超過勤務手当を除く。)について、以下に定める日割り計算とする。

[{本俸+諸手当(超過勤務手当を除く。)}:その月の暦日数]×出勤可能暦日数

## 第17条(給与の支払と控除)

- 1 給与は職員に通貨で全額を支給する。ただし、職員の同意を得て、指定する職員名義の預貯金口座に振り込むことができる。
- 2 法令で定められた所得税、社会保険料、雇用保険料、住民税及び職員代表との書面による協定を行ったものについては、これを控除する。

## 第18条(欠勤等の取扱)

欠勤については1日あたりの給与額を、遅刻・早退及び私用外出の時間については、 1時間あたりの給与額に遅刻・早退及び私用外出の合計時間数を乗じた次の額を差し引 くものとする。

(1) 欠勤の場合

〔{本俸+諸手当(超過勤務手当を除く。)}÷1ヶ月の平均所定労働日数〕×欠勤日 数

(2) 遅刻・早退及び私用外出の場合

〔{本俸+諸手当(超過勤務手当を除く。) }÷1 ヶ月の平均所定労働時間〕×時間数

#### 第19条(産前産後の休業期間、病休の取扱い)

産前産後の休業期間は合計16週間を限度として、本俸と地域手当を支給する。

第2章 賞 与

## 第 20 条 (賞 与)

- 1 賞与は、毎年度6月1日及び12月1日(以下「賞与支給基準日」という。)に在籍 する職員に対して支給する。
- 2 支給率及び支給日は、その都度、法人の財務状況、国の人事院勧告及び青梅市の助 言等を考慮して理事長が決定する。
- 3 賞与支給基準日において次の各号に該当する者に対しては、賞与を支給しないこと を原則とする。
  - (1) 賞与を支給することが運営上、著しく支障をきたすと認められ、賞与を支給しないことについて理事長が認めた者
- 4 賞与の支給額には対象期間中の出勤率を反映する。
- 5 対象期間を次のように定める。
  - (1) 6 月 前年12月1日~5月31日
  - (2) 12月 6月1日~11月30日
- 6 対象期間の全期間に在職しない職員に支給する賞与に対しては、対象給与に第2項 で定める支給率を乗じて得た額に、以下の表に定める支給割合を乗じて算出する。

賞与支給基準日	支給割合	採用月日				
	100%	12月2日以前				
6月1日	80%	12月3日~1月2日				
0月1日	60%	1月3日~3月2日				
	30%	3月3日~6月1日				
	100%	6月2日以前				
10 日 1 日	80%	6月3日~7月2日				
12月1日	60%	7月3日~9月2日				
	30%	9月3日~12月1日				

- 7 対象期間中に、次の各号に定める日がある場合には、その日数分を減額して支給する。
  - (1) 欠勤日(労働者災害補償保険法に定める休業補償給付及び休業給付を受けている日を含む。)
  - (2) 遅刻・早退及び私用外出の時間を日数に換算した日数
  - (3) 職員就業規則に基づく休職日数
  - (4) その他前各号に準ずる日
- 8 賞与の対象給与は、本俸及び地域手当とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、園長、主任保育士については役職加算を行うことができる。
- 10 青梅市、東京都又は国から処遇改善等の趣旨で補助金等が法人に支給された場合には、臨時に賞与の支給を行う場合がある。なお、支給方法等については、理事長が

決定する。

## 第3章 退 職 金

## 第21条(退 職 金)

- 1 職員の退職金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める退職手当共済契約及 び青梅市保育振興会退職共済制度規約により行う。
- 2 東京都社会福祉協議会従事者共済会に加入した場合は、その支給を行う。

## 第4章 出 張 旅 費

## 第22条(出張の定義)

本規程に基づく出張とは、用務のため、臨時に事業場以外の場所に出向くことをいい、法人が命令、承認したものに限られる。

## 第23条(旅費、宿泊料及び日当)

- 1 職員の出張に対しては、旅費、宿泊料及び日当を支給する。
- 2 前項の費用は、原則として出張終了後に支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

#### 第24条(旅費の計算方法)

- 1 旅費は、順路により計算して、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による実費を支給する。
- 2 出張に際して、やむを得ず自家用車両を使用する者は、法令を順守し、安全運転に 努めるとともに、自動車保険に加入することを原則とする。

## 第25条(宿泊料の計算方法)

- 1 宿泊料は、宿泊先の地域で、最も経済的かつ職員の出張に適していると認められる 施設に宿泊する場合に、実費を支給する。
- 2 宿泊料の上限は、園長、主任保育士については 15,000 円、その他の職員について は 13,000 円をそれぞれ目安とする。
- 3 宿泊にあたっては、宿泊手当として一泊につき 2,000 円を支給する。

## 第26条(日当の計算方法)

1 出張先が、青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町及び入間市の場合には日当を支給しない。

- 2 前項を除く三多摩地区への出張に対して、一日当たり1,000円の日当を支給する。
- 3 都区内及び道府県 (第 1 項の地域を除く。) への出張に対して、一日当たり 1,500 円の日当を支給する。

## 第5章 慶弔見舞金

## 第27条(慶弔見舞金)

職員に支給する慶弔見舞金は以下のとおりとする。

事由	金	額	備考					
本人が結婚した場合	20,	000円						
本人が出産した場合	5,	000円						
本人が業務上死亡した場合	100,	000円	原則として花環を添える。なお採用1 ヶ月に満たない者に対しては減額し、					
本人が業務外で死亡した場合	30,	000円	アガに個にない者に対しては <u></u> 酸額し、 又は適用しない場合がある。					
本人が2週間以上入院した場合	5,	000円						
本人の住居が甚だしい災害に遭 遇した場合	5,	000円						
父母(実父母、同居の父母)、同 居の親族の死亡	10,	000円	原則として花環を添える。					
配偶者の死亡	20,	000円						

## 第6章 その他

## 第28条(その他)

職員の給与、賞与、退職金、出張旅費及び慶弔見舞金について、特別の事情により本規程によることが極めて困難であると認められる場合には、理事会で審議の上、その都度決定することができるものとする。

#### 附 則

本規程は、昭和51年 8月 1日から施行する。 本規程は、昭和56年 4月 1日から施行する。 本規程は、昭和59年 4月 1日から施行する。 本規程は、昭和63年 4月 1日から施行する。 本規程は、平成 4年 9月 1日から施行する。

本規程は、平成 8年 4月 1日から施行する。

本規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

本規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

本規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

本規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

本規程は、平成25年10月 1日から施行する。

本規程は、平成26年 3月 1日から施行する。

本規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

本規程は、平成27年10月 1日から施行し、平成27年4月 分の給与から適用する。

本規程は、平成28年 1月 1日から施行する。

# 社会福祉法人 光道会 今井保育園 給料格付基準

(平成17年4月1日適用)

## 第1 給料格付基準

	事	頁		格 付 基 準 と 内 容									
1	適用され	る給	(1)	職種別適用の給料表(別添)と各初任給は、次のとおりとす									
	料表と初々	任給		る。									
	格付		ア	施設長 1級~1号俸(満30歳)									
				ただし、60歳を超えて雇用された場合は、1級28号俸と									
			する。										
			イ	主任保育士 2級~ 3号俸 大学卒									
				2級~ 1号俸 短大卒									
			ウ	保育士・栄養士 3級~ 7号俸 大学卒									
				3級~ 5号俸 短大卒									
				3級~ 2号俸 高校卒									
			工	調理員・用務員等 4級~ 2号俸									
			才	看護師等 5級~ 3号俸 大 卒									
				5級~ 1号俸 短大卒									
			(2)	初任給の格付基準日は、雇用された日の翌月の1日とする。									
				ただし、雇用された日が月の初日のときは、その日を基準日									
				とする。									
			(3)	資格非該当者は、1号俸下位に格付する。									
			(4)	保育士・調理員・用務員等で18歳未満の者は、それぞれ1									
				号俸とする。(18歳に達するまで昇給無し)									
2	前歴換算	と換	(1)	換算率									
	算年数		ア	福祉経験 同種10割、他種8割(同種他種いずれも上限									
				10年)									
			イ	一部特定職種 10割(上限7年)									
			ウ	その他 0割									
			(2)	「民間社会福祉施設サービス推進費補助」の経験年数基準に									
				準じるものとし、一部の特定職種も同制度に準じる。(施設									
				長を除く各職種共通、福祉職歴のみ換算)									
			ア	福祉経験とは、国の民改費の算定と同じ。(原則として措置									
				施設)									
			イ	一部特定職種とは、看護婦(士)および准看護婦(士)の病									

			院等の経験、保育士の無認可施設経験および幼稚園教諭経験
			のある者。
		(3)	経験年数の算出は、全経験延べ月数を12か月で除した数
			(1に満たない端数は切り捨てる。)とし、これを初任給の
			号俸に加えたものをその者の号俸とする。
3	職種変更に伴	(1)	職種変更に伴う給料格付は、現給の額に相当する号俸若しく
	う格付		は直近上位の額に相当する号俸とする。ただし、最高号俸を
			超える者は、現給の額とする。
4	昇給と昇給月	(1)	現に受けている号給を受けた日から、12か月を下らない期
			間を良好な成績で勤務したときは、1 号俸上位に昇給させる
			ことができる。
		(2)	昇給月は、4月とする。
5	休職、欠勤者の	(1)	職員の勤務期間が、休職または欠勤の期間を除いて規定期間
	昇給		(12か月) に満たないときは、規定期間を満たすまで昇給
			を延伸する。この場合の昇給は、4 に規定する昇給月を準用
			する。
6	昇給停止	(1)	全職種とも58歳とする。
7	格付調整(特	(1)	格付が、他の者と著しく均衡を失する場合は、技能、知識、
	例)		経験等を勘案した上、上下5号俸を限度として、格付の調整
			をすることができるものとする。
8	格付に必要な	(1)	雇用された職員は、格付に必要な次の関係書類を園へ提出す
	書類提出		る。
		ア	履歴書(写真添付)(住所、氏名、生年月日、学歴、免許、
			資格、職歴等本人記載のもの。)
		1	資格を証明できる登録証の写(保育士、栄養士、調理師、看
			護師)、免許証の写(運転手)
		ウ	前歴換算の格付を受ける職員については、園は前歴のあった
			職場から前歴証明を徴収することができるものとする。

## 第2 給料支給調整基準

原則として、格付給料月額に基づき給与を支給するものとする。ただし、これにより 難いときは、格付給料月額の上下2号俸を限度として、格付調整をすることができるも のとする。

## 第3 給 与 改 定

人事院勧告に伴う給与改定は、十分検討の上、特に必要と認めた場合のみ行うものと する。

## 第4 経 過 措 置

平成17年3月31日に在籍する者に対し、現行給料を基に平成17年4月1日をもって新給料表の格付を行う。

- 1 格付の際、同額の号俸がないときは、直近上位の号俸に格付をする。
- 2 60歳未満の者で、現行給料が新給料表の最高額を超えているときは、60歳に達するまでその額を支給する。ただし、その間の昇給は無しとする。

## 社会福祉法人 光道会 今井保育園 給 料 表

平成27年10月1日適用

·····	1級(園長) 本俸月額	間差		2級(主任保育	上)	Jη	吸(保育士・栄	(段上/		及(調理員・用			5級(看護師	
1	平 件 月 假		号俸	本俸月額	間差	号俸	本俸月額	間差	号俸	本俸月額	間差	号俸	本俸月額	間差
	263, 800	刊左	7 PP	平岸万镇 158, 200		ク件 1	平洋万領 140,500	則左	カ岸 1	平岸万領 133,900		7 PP	平洋万領 166, 900	用圧
4	267, 800	4,000	2	165, 100	6, 900	2	140, 500	5, 200	2	139, 000	5, 100	2	172, 000	5, 100
3	271, 800	4,000	3	172, 000	6, 900	3	150, 900	5, 200	3	144, 200	5, 200	3	177, 100	5, 100
4	275, 800	4,000	4	172,000	6, 900	4	156, 100	5, 200	4	149, 400	5, 200	4	182, 200	5, 100
5	279, 800	4,000	5	185, 800	6, 900	5	161, 300	5, 200	5	154, 600	5, 200	5	187, 300	5, 100
6	283, 800	4,000	6	192, 700	6, 900	6	166, 500	5, 200	6	159, 800	5, 200	6	192, 400	5, 100
7	287, 700	3, 900	7	197, 600	4,900	7	171, 600	5, 100	7	165, 000	5, 200	7	197, 300	4, 900
8	291,600	3, 900	8	202, 500	4,900	8	176, 700		8	170, 200	5, 200	8	202, 200	4, 900
9	295, 500	3, 900	9	207, 400	4,900	9	181, 800	5, 100	9	175, 500	5, 300	9	207, 100	4, 900
10	299, 400	3, 900	10	212, 300	4,900	10	186, 900		10	180, 800	5, 300	10	212, 000	4, 900
11	303, 300	3, 900	11	217, 200	4,900	11	191, 500	4,600	11	185, 300	4,500	11	216, 900	4, 900
12	307, 200	3, 900	12	222, 000	4,800	12	196, 100		12	189, 800	4,500	12	221, 500	4,600
13	311, 100	3, 900	13	226, 800	4,800	13	200, 700	4,600	13	194, 300	4,500	13	226, 100	4,600
14	315, 000	3, 900	14	231, 600	4,800	14	205, 300	4,600	14	198, 800	4,500	14	230, 700	4,600
15	318, 900	3, 900	15	236, 400	4,800	15	209, 900	4,600	15	203, 300	4,500	15	235, 300	4,600
16	322, 800	3, 900	16	241, 200	4,800	16	214, 400		16	207, 700	4, 400	16	239, 900	4,600
17	326, 700	3, 900	17	245, 900	4,700	17	218, 900	4, 500	17	212, 100	4, 400	17	244, 200	4, 300
18	330,600	3, 900	18	250, 600	4,700	18	223, 400		18	216, 500	4, 400	18	248, 500	4, 300
19	334, 500	3, 900	19	255, 300	4,700	19	227, 900	4, 500	19	220, 900	4, 400	19	252, 800	4, 300
20	338, 400	3, 900	20	260,000	4,700	20	232, 400	4, 500	20	225, 300	4, 400	20	257, 100	4, 300
21	342, 300	3, 900	21	264, 700	4,700	21	236, 800	4, 400	21	229, 500	4, 200	21	261, 400	4, 300
22	346, 200	3, 900	22	269, 200	4, 500	22	241, 200	4, 400	22	233, 700	4, 200	22	265, 400	4,000
23	350, 100	3, 900	23	273, 700	4,500	23	245, 600	4, 400	23	237, 900	4, 200	23	269, 400	4,000
24	354,000	3, 900	24	278, 200	4,500	24	250,000	4, 400	24	242, 100	4, 200	24	273, 400	4,000
25	357, 900	3, 900	25	282, 700	4,500	25	254, 400		25	246, 300	4, 200	25	277, 400	4,000
26	361,800	3, 900	26	287, 200	4, 500	26	258, 300	3, 900	26	250, 200	3,900	26	281, 400	4,000
27	365, 600	3, 800	27	291, 500	4, 300	27	262, 200		27	254, 100	3,900	27	285, 200	3, 800
28	369, 300	3, 700	28	295, 800	4, 300	28	266, 100		28	258, 000	3, 900	28	289, 000	3, 800
			29	300, 100	4, 300	29	270,000		29	261, 900	3,900	29	292, 800	3, 800
			30	304, 400	4, 300	30	273, 900	3, 900	30	265, 800	3, 900	30	296, 600	3, 800
			31	308, 700	4, 300	31	277, 600		31	269, 500	3, 700	31	300, 400	3, 800
			32	311, 700	3, 000	32	281, 300		32	273, 200	3, 700	32	303, 900	3, 500
			33	314, 700	3,000	33	285, 000	3, 700	33	276, 900	3, 700	33	307, 400	3, 500
			34	317, 700	3,000	34	288, 700	3, 700	34	280, 600	3, 700	34	310, 900	3, 500
			35	320, 700	3,000	35	292, 400		35	284, 300	3, 700	35	314, 400	3, 500
			36	323, 700	3,000	36	295, 800		36	287, 800	3, 500	36	317, 900	3, 500
		***************************************	37	326, 600	2, 900	37	299, 200		37	291, 300	3, 500	37	321, 100	3, 200
			38	329, 300	2, 700	38	302, 600		38	294, 800	3, 500	38	324, 300	3, 200
						39	306,000	***************************************	39	298, 300	3, 500			
						40	309, 200		40	301, 800	3, 500			
						41	312, 400		41	305, 200	3, 400	***************************************		
		***************************************	***************************************		***************************************	42	315, 600	3, 200	42	308, 600	3, 400			
									<b></b>					
					***************************************				•••••					
						***************************************								